

## 佐野市こどもの国警備業務委託仕様書

### 〈趣旨及び使用範囲〉

1. この仕様書は、佐野市こどもの国（以下、「甲」という。）が、受託者（以下、「乙」という。）に委託する警備業務に関し必要事項を定めるものとする。

### 〈警備の対象〉

2. 警備を行う対象は次のとおりである。  
警備対象場所 佐野市堀米町579番地 佐野市こどもの国

### 〈委託期間〉

3. 令和4年10月1日から令和9年9月30日までとする。（5年間の長期継続契約）

### 〈警備の方法及び時間〉

4. 警備の方法及び時間は次のとおりである。

#### （1）警備方法

東日本電信電話株式会社のお客様名義のISDN回線（常時断線監視機能付）による自動警報装置（侵入、火災、入退館）による機械警備と毎日不定時の夜間1回巡回の併用方法とする。

#### （2）警備担当時間は原則として

開館日：セット開始～セット解除の間

休館日：セット開始～セット解除の間

とし、火災については、24時間警備とする。

ただし、警備解除「OFF」から警備開始「ON」までの間「有人」の場合は、有線電話による「異常有無」の確認とする。

また、毎日の夜間（22時以降）巡回は敷地内全域（総合こどもセンター内、屋外森の工作教室、正面駐車場及び職員駐車場、遊具（滑り台、探査機、複合遊具など）、漁船及び調整池、ロケット、屋外トイレ、こどもの森、四阿、屋外管理詰所、休憩舎、旧売店、車庫、温室等）を深夜1回の巡視を行う。

なお、緊急時の場合は時間に関係なく即対応する。

### 〈警備の任務〉

5. 乙は、こどもの国の施設、設備等に対する火災、盗難、その他の被害を防止すると共に、万一事故発生の場合には、被害を最小限に食い止め、以って、甲の円滑な運営に寄与するため、次の任務を遂行する。

(1) 火災の防止

- ①火災の早期発見
- ②火災消火箇所の点検と確認
- ③危険物使用箇所の点検と確認
- ④消防署への連絡と通報
- ⑤その他防災上必要と認められる事項

(2) 盗難の防止

- ①不法侵入者の発見と排除
- ②不審者、潜在者、徘徊者の発見と排除
- ③窓、扉等の点検と確認
- ④警察署との連絡
- ⑤その他盗難防止上必要と認められる事項

〈緊急事態発生時の措置〉

6. 緊急事態発生時には次のような措置を行うこととする。

- (1) 火災、その他非常事態に対して事前に予知されるものについては、甲乙協議の上これを対処する。
- (2) 自動警報装置により、甲の警備対象物に異常事態が発生した時、乙は、直ちに、乙の職員を現場に急行せしめると同時に、関係先へ連絡し、事態の拡大防止にあたる。
- (3) 緊急異常事態に直面した場合、乙の職員は、実情に応じた的確なる判断のもとに臨機応変の措置をとり、直ちに関係先への通報及び連絡をし、災害を最小限に防止するよう努めなければならない。

〈警報装置の保守点検〉

7. 設置されている警報装置の機能について、受託業者は適宜点検を実施し、その都度結果報告書を甲に提出する。

〈報告〉

8. 毎日の巡回終了後、警備状況報告書を警備先の責任者に提出する。

9. 甲の連絡先については次のとおり報告する。

- (1) 甲は、乙に対しあらかじめ緊急連絡先の明媚を提出する。
- (2) 緊急連絡先に変更が生じた場合は、遅滞無く乙に通知する。

〈鍵の預託〉

10. 警備実施に必要な鍵等は、甲乙相互に預託し、それぞれ厳重な取り扱いと保管をなすものとする。

〈電話の使用〉

11. 甲は、乙に対し警備業務行のため最小限の使用を認める。

〈費用等〉

12. (1) 委託業務に係わる設置機器

受託者は、受託者所有機器を新たに設置し、受託期間終了後撤去するものとする。

(2) 機器の設置・撤去工事費

受託者の負担とする。

(3) 警備装置等設置未完了時の対応

警備業務開始日において、警備装置等の設置が完了しておらず、機械警備業務を開始できない場合は、設置完了し機械警備を開始できるまでの期間、警備員等に対応すること。この際要する費用は、受託者の負担とする。

〈損害賠償〉

13. 乙は、委託業者の実施に際して、乙の責めに帰すべき事由により、若しくは甲の職員に対し、身体上又は財産上の損害を与えた場合は、客観的に証明された損害額に基づき、1事故につき10億円を限定とする責を負うものとする。

〈予算削減に係る契約の解除等〉

14. 甲は翌年度以降の甲の歳入歳出において、甲に支払うべき賃貸料については減額又は削除があったときは、契約を変更又は解除することができる。

15. 著しい経済情勢の変動、天災地変等があった場合は、甲乙協議のうえ契約額を変更することができる。

〈入札〉

16. 入札額は5年間（60月）の総額とする。

〈その他〉

17. この要領に定めのない特別の事項が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。